

東日本大震災に伴う中小企業金融円滑化法に係る 開示・報告の特例措置適用についての注記事項

平成 23 年 6 月 30 日
あぶくま信用金庫

平成 23 年 5 月 31 日に公布・施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等では、東日本大震災に伴う中小企業金融円滑化法に係る開示・報告の特例措置が規定されており、当金庫は下記の理由により、同令附則第 3 項の特例措置（一部被災地域の営業店分の開示・報告の緩和）を適用し、平成 23 年 3 月期における中小企業金融円滑化法に係る開示・報告をいたします。

記

当金庫においては、福島第一原子力発電所事故の影響により、富岡支店・小高支店・浪江支店・双葉支店・夜の森支店および大熊支店の計 6 店舗が警戒区域内にあり、立ち入りが出来ず店舗が閉鎖しております。

当該店舗については、事故収束の目途が立たない警戒区域にあるため、平成 23 年 3 月期における中小企業金融円滑化法上の開示・報告に必要な基礎データ等を取り出すことが出来ず、正確な開示・報告が平成 23 年 6 月末までに出来ない状況であります。

そのため、上記特例措置を適用し、閉鎖店舗分については平成 22 年 12 月末までの実績により、また、閉鎖店舗以外の店舗分については平成 23 年 3 月末までの実績により集計を行い、開示・報告いたしました。

閉鎖店舗分の基礎データ等を入手可能な状況となった後、閉鎖店舗分の平成 23 年 3 月末までの実績を加味した開示・報告をいたします。

なお、平成 23 年 5 月 24 日に金融庁が公表した「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について」に関するよくあるご質問（FAQ）において、「今般の震災の影響を受けた債務者からの条件の変更等の申込みを口頭又は文書等で受け付け、今後、合理的な期間内に具体的な貸出条件の変更を行うべく検討の手続きを踏んでいる中で、債務者の経営再建又は支援を図る観点から、とりあえず元本等の返済一時停止の実施について債務者と合意に至っている場合であれば、当該返済一時停止を貸出条件の変更に該当するものとみなして差し支えありません。」と示されていますが、上記閉鎖店舗等の状況もあり、今回はこの取扱いを考慮せず、返済の一時停止を行っている顧客分については集計に計上しておりません。

以上